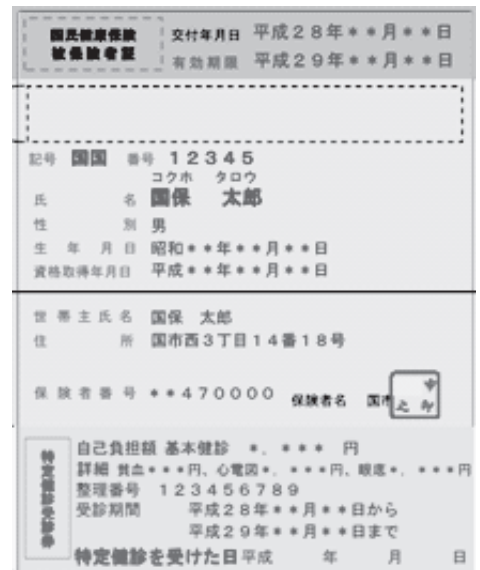


● 国民健康保険被保険者証の更新がスタートします - 平成28年3月1日(火)開始 -

平成28年度の被保険者証は、**空色(青)**から**うぐいす色(緑)**に変わります。今年度同様、被保険者証(退職含む)、高齢受給者証、特定健診券が一体型となっています。更新は平成28年3月1日(火)から市役所1階ロビー(売店前)の特設窓口で行います。  
 ※更新時期は、駐車場が込み合います。第二駐車場をご利用の際は、1時間無料券を発行しますので、ご活用下さい。

**更新時は混雑が予想されます!**



**3月の更新日程**

地区	指定日	時間
石垣、新川	3/1、3/2	9:00 ~ 17:00
美崎町、新栄町、浜崎町、八島町	3/3、3/4	(お昼休みも更新します)
登野城、大川	3/7、3/8、3/9	◎3/5、3/6には 休日更新を行います。 (22番窓口)
名蔵、川平、桴海	指定日なし	※更新時に納付がある場合は終業の15分前までに済ませて下さい。
平得、真栄里	3/10、3/11	
大浜、宮良、白保	3/14、3/15、3/16	
桃里、野底、伊原間、平久保	指定日なし	

未納(滞納)がある場合、納付確認または納付相談等により更新に時間を要します。来庁の際は、時間に余裕をもってお越しください。  
 更新の際は、国民健康保険被保険者証(全員分)、2月~3月中に納めた国保税の領収書、更新通知ハガキ、顔写真付身分証明書(必要に応じて確認)をご持参下さい。  
 詳細につきましては、石垣市健康保険課(Tel0980-87-9040)までお問い合わせ下さい。

● **年金委員制度(地域型)のご案内**

**「地域型年金委員」の概要**

地域型年金委員とは、年金制度について広く国民の皆さまに知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、地域において普及・啓発活動を行っていただく方の事です。主な活動内容としては、町内会での年金相談や、地域が開催する研修会等での年金に関する講師等を行っていただきます。

**「地域型年金委員」になるには?**

市町村等が管轄の年金事務所に「推薦書」を提出し、厚生労働大臣が委嘱することとなります。まずは、石垣市市民課年金担当までご相談ください。  
**【市民保健部市民課】**  
 ☎0980-82-1260

**「地域型年金委員」になれる条件**

国又は地方公共団体の職員として年金事務に従事したことがある方、自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士を務めた経験のある方、又は過去に年金委員(社会保険委員及び国民年金委員を含む)として委嘱された方等とされています。

**年金委員に関するQ&A**

Q: 年金委員に報酬は支払われますか?  
 A: 奉仕的な民間協力委員として活動していただくため報酬はありません。ただし、活動を行うための交通費等については支給されます。  
 Q: 年金委員になるメリットは?  
 A: 定期的開催される研修会を通じ、年金制度への理解を深め、地域住民に対して公的年金に関する情報提供を行うことができます。また、多年にわたり活動を行った場合には厚生労働大